

# 山 麓 の 会 会 則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、山麓の会と称する。

第2条 本会は、雲原地区後継者及び本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

## 第2章 目 的

第3条 本会は、会員相互の親睦及び後継者の育成を図り、以て地域の発展に寄与する事を目的とする。

## 第3章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図る諸行事
- 2 会員の資質向上のための事業
- 3 雲原地区の諸行事への参加
- 4 その他役員会に於て必要と認めた事項

## 第4章 役 員

第5条 本会に、次の役員をおく。

- 1 代表理事 1名
- 2 会 計 1名
- 3 監 事 1名
- 4 理 事 6名

第6条 本会に、相談役を若干名おくことができる。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 代表理事は、本会を代表し本会の業務を統轄する。
- 2 会計は、本会会計の執行にあたる。
- 3 監事は、本会の会計につき、監査監督し、これを総会に報告する。
- 4 理事は、理事会に出席するとともに業務の運営にあたる。

第8条 本会の役員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 会計は、総会において選出する。
- 2 理事・監事は、会長これを指名する。
- 3 相談役は、理事会の議を経て、会長これを委嘱する。

第9条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

## 第5章 会議

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第11条 通常総会は、毎年1回年度始めに会長がこれを召集し、事業及び会計報告を行い、予算及び事業の年度計画を決定する。

臨時総会は、会員の3分の1以上の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときに、これを開く。

第12条 理事会は、必要に応じて会長これを召集し、本会の業務運営について審議決定する。

第13条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、会長これを決する。

総会は、会員の2分の1の出席をもって成立する。

## 第6章 会計

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会費は、会員1人につき年額6,000円とし、各期毎理事が徴収する。

第16条 本会の会計年度は、2月1日より翌年1月31日までとする。

## 第7章 会の脱退

第17条 この会を脱退しようとする者は、理事会に届け出、承認を受けなければならない。

## 第8章 会則の改正

第18条 本会則の改正は、総会の議決による。

### 附則

この会則は、昭和57年12月12日より施行する。

平成13年3月4日 一部改正。